
出席議員（18名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
13番	佐藤 輝雄	君	14番	星 吉郎	君
15番	加藤 克明	君	16番	大沼 惇義	君
17番	白内 恵美子	君	18番	我妻 弘国	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長 部 局

町 長	滝口 茂	君
副 町 長	小泉 清一	君
会 計 管 理 者	小林 功	君
総 務 課 長	村上 正広	君
企 画 財 政 課 長	水戸 敏見	君
まちづくり推進課長	菅野 敏明	君
税 務 課 長	永井 裕	君
町民環境課長	吾妻 良信	君
健康福祉課長	大宮 正博	君
子ども家庭課長	笠松 洋二	君
地域産業振興課長併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君
都市建設課長	佐藤 輝夫	君

上下水道課長	大久保 政 一 君
槻木事務所長	高 橋 礼 子 君
危機管理監	佐 藤 富 男 君
地域再生対策監	大 場 勝 郎 君
公共工事管理監	小 野 宏 一 君
税収納対策監	武 山 昭 彦 君
長寿社会対策監	平 間 忠 一 君

教育委員会部局

教 育 長	阿 部 次 男 君
教育総務課長	小 池 洋 一 君
生涯学習課長	丹 野 信 夫 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松 崎 守
主 査	太 田 健 博

議 事 日 程 (第 5 号)

平成 2 1 年 6 月 1 1 日 (木曜日) 午前 1 0 時 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 1 号 宮城県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 第 3 議案第 2 号 柴田町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 3 号 柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 4 号 柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 5 号 柴田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 6 号 柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 7 号 平成 2 1 年度柴田町一般会計補正予算
- 第 9 議案第 8 号 平成 2 1 年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 1 0 議案第 9 号 平成 2 1 年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第 1 1 議案第 1 0 号 平成 2 1 年度柴田町介護保険特別会計補正予算

- 第12 報 告
（1）報告第8号 平成20年度柴田町水道事業会計予算の繰越について
（2）報告第9号 専決処分の報告について
（平成20年度町道富沢11号線道路新設改良工事変更請負契約
について）
- 第13 意見書案第1号 基地対策予算の増額等を求める意見書
- 第14 意見書案第2号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書
- 第15 意見書案第3号 どの地域でも格差のない、ゆき届いた教育を保障するために、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書
- 第16 意見書案第4号 「非核日本宣言」を求める意見書
- 第17 陳情第1号 「非核日本宣言」を求める意見書採択についての陳情
陳情第2号 『「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書』採択を求める陳情
- 第18 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において7番広沢 真君、8番有賀光子さんを指名いたします。

日程第2 議案第1号 宮城県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

○議長（我妻弘国君） 日程第2、議案第1号宮城県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第1号宮城県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての提案理由を申し上げます。

気仙沼市への編入合併により、本年8月31日をもって本吉町が廃止されることに伴い、宮城県後期高齢者医療広域連合から本吉町が脱退し、宮城県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、関係地方公共団体の協議を行う必要がありますので、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（吾妻良信君） それでは、補足説明をいたします。

議案書 1 ページをお開きください。

宮城県後期高齢者医療広域連合は、宮城県内の全市町村をもって組織されておりますが、本吉町が本年 8 月 31 日をもって気仙沼市に編入合併となり脱退となりますので、本連合を組織します地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

規約の一部変更につきましては、広域連合の議会の議員定数を変更するものでございます。それでは、条文でご説明いたします。

2 ページをお開きください。

宮城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

宮城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

第 7 条第 1 項中「36 人」を「35 人」に改める。

附則、この規約は公布の日から施行する。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第 1 号、宮城県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 2 号 柴田町個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第 3、議案第 2 号柴田町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第2号柴田町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

昭和22年法律第18号で制定された統計法が、平成19年法律第53号で全部改正され、平成21年4月1日から施行されました。また、新統計法の施行により、昭和27年法律第148号で制定された統計報告調整法が廃止されました。これに伴い、統計法及び統計報告調整法の規定を引用している柴田町個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） それでは、議案書の5ページになりますので、5ページをお開き願いたいと思います。

柴田町個人情報保護条例の一部を次のように改正するというところでございます。

第52条につきましては、他の法令等との調整ということで、先ほど町長が言いましたように統計法が全面改正、それから統計報告調整法が廃止というようなことになりましたので、それを引用している個人情報保護条例から外すということになります。適用除外を規定するものでございます。

改正前をごらんください。

下の欄になりますが、改正前の第52条第1項第1号でございまして、旧統計法では統計調査を指定統計というような形で1本で規定してございましたが、新しい統計法ではそれを基幹統計調査とそれから一般統計調査というふうに2本に分けてございます。その関係上、例えば基幹統計調査でございまして、これは「行政機関が作成する統計の中で特に重要な統計調査」というふうになります。例といたしましては、来年度実施されます国勢調査、それから国民経済調査などになってございます。そのほかに、大臣が指定した統計を示すものが基幹統計調査ということでございます。それで、一般統計調査は「それ以外のもの」ということで、それ以外の統計調査は「それ以外のもの」ということで一般統計調査というふうな形で、二つに分けたということでございます。

このことから、改正後でございまして、「改正後」上の欄の第52条第1項第1号を、統計法第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査というような形に二本に分けて、そういった表に含まれる個人情報に改正するものでございます。

また、改正後の第2号でございまして、事業所に関する情報を、電子計算機を用いて検索で

きる個人情報を規定するものでございます。

それから、改正前、行ったり来たりで申しわけありません、改正前、下の欄になります。改正前の第2号の規定でございますが、旧統計法の指定統計以外の個人情報の取り扱いを規定するものでございまして、さきに説明いたしましたとおり新統計法では基幹統計調査と一般統計調査になったことから、第2号を削除するものでございます。

また、同じ第3号につきましても、統計報告調整法の廃止に伴いまして、この号を削るということでございますのでよろしく申し上げます。

附則であります。次ページになりますが、「附則、この条例は公布の日から施行する」ということでございます。

以上説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号、柴田町個人情報保護条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第4号 柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第5号 柴田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第4、議案第3号柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第4号柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の

一部を改正する条例、日程第6、議案第5号柴田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、以上3件を一括議題とします。

〔午前10時10分 15番 加藤克明君 退場〕

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました、議案第3号柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、議案第4号柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例及び議案第5号柴田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

3本の条例に共通する今回の改正は、健康保険法等の改正により、医療保険と介護保険の両方のサービスを利用する世帯の自己負担が著しく高額になる場合の負担を軽減する新たな仕組みである「高額医療・高額介護合算制度」の施行に伴うものでございます。

従来から、県の補助金交付要綱の規定に合わせ、高額療養費で支給される医療費の自己負担分については助成対象外としていましたが、今回高額介護合算療養費についても、県の補助金交付要綱の規定に合わせ、助成対象外とすることについて条例の一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（大宮正博君） それでは、詳細説明をいたします。

7ページをお開き願います。

まず、今回の改正の趣旨についてご説明いたします。

今回の改正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、健康保険法等の改正によりまして、平成20年4月から高額医療・高額介護合算制度が施行されましたが、この法改正に伴って県の心身障害者医療費補助金交付要綱が一部改正されましたので、今回、県の改正にあわせて条例の一部改正を行うものでございます。

改正の内容は、助成の対象から除くものとして、高額医療・高額介護合算療養費を加えるものでございます。それで、この高額医療・高額介護合算制度でございますが、簡単に申し上げますと、医療保険、国民健康保険、それから社会保険、共済保険等の被用者保険、長寿医療制度、それと介護保険の両方のサービスを利用する世帯の1年間の自己負担額、これが著しく高

額となり規定の限度額を超えた場合、その超えた分が支給されるというふうな制度になっております。

それでは、本文の説明を行います。

柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例。

平成16年柴田町条例第23号の一部を次のように改正する。

上の段の改正後になりますが、第4条の助成、第1項の規定中、高額療養費の次に「高額介護合算療養費」を新たに加えるものでございます。

附則でございます。次のページになります。

この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 次に、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（笠松洋二君） それでは、議案第4号の補足説明をいたします。

議案書の9ページをお開きください。

柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後の欄でご説明いたします。

第4条は、助成内容について規定していますが、今回の改正は、町長の提案理由のとおり、宮城県母子・父子家庭医療費助成事業補助金交付要綱の改正にあわせまして、本条例におきましても「高額療養費及び」の次に「高額介護合算療養費の支給並びに」を加えまして、助成の対象外とする改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。

附則でございます。

「この条例は公布の日から施行する」と施行期日を定めるものでございます。

以上で補足説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 次に、町民環境課長。

○町民環境課長（吾妻良信君） それでは、補足説明いたします。

議案書11ページをお開きください。

今回の改正の趣旨は、ただいま申し上げました柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例、柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例と同様で、健康保険法等の改正により宮城県乳幼児医療費助成事業補助金交付要綱の一部が改正されましたことに伴い、高額介護合算療養費を助成対象外とすることについての条例の一部の改正でございます。

それでは、条文でご説明いたします。

柴田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

第4条になります。文中の5行目、高額療養費の後に「及び高額介護合算療養費」を追加し、「支給及び」とあるのを「支給並びに」と文言を整理するものでございます。

附則、次のページになります。

この条例は公布の日から施行する。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。** 質疑は一括とします。なお、質疑に当たっては、議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **質疑なしと認めます。**

これより討論に入ります。討論に当たっては、議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **討論なしと認めます。**

これより議案第3号、柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） **起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。**

これより議案第4号、柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） **起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。**

これより議案第5号、柴田町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） **起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。**

日程第7 議案第6号 柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第7、議案第6号柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第6号柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、国の少子化対策の一環として、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給される出産育児一時金について、暫定措置として4万円の引き上げを行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（吾妻良信君） それでは、補足説明いたします。

議案書13ページをお開きください。

今回の改正でございますが、健康保険法施行令等の一部改正に伴うものであり、国の緊急の少子化対策の一環として、出産育児一時金を暫定措置として引き上げるものです。なお、今回の改正は暫定期間中だけの措置となることから、附則での改正となります。

それでは、条文でご説明申し上げます。

附則第1項を第1項とし、附則に次の1項を加えるものでございます。

第2項、被保険者又は被保険者であったものが、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第5条の規定の適用については、同条第1項中35万円とあるのは39万円とする。

附則、この条例は平成21年10月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号、柴田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 平成21年度柴田町一般会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第8、議案第7号平成21年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第7号平成21年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、制度改正や緊急の対応に要する経費など、真にやむを得ないものについて補正をするものです。

補正の主なものは、歳出として、臨時雇用創出事業に伴う臨時職員の配置、財産管理費、学校管理費などの増額補正を計上しております。その財源として、県支出金、基金繰入金、諸収入などを充当いたします。

また、債務負担行為の変更をあわせて行うものでございます。

これによります補正額は3,927万円となり、補正後の予算総額は99億9,807万7,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（水戸敏見君） それでは、詳細説明いたします。

議案書の15ページをお開きください。

今回の補正は、町長がただいま提案理由で申し上げましたが、歳入歳出の予算総額にそれぞれ3,927万円を増額し、補正後総額を99億9,807万7,000円とするものです。

18ページをお開きください。

第2表は債務負担の限度額補正を行うものです。事業見込み額の確定によるもので、平成21年度情報系サーバーリース料の限度額について65万円を減額し、652万8,000円とするものです。歳入になります。21ページをお開きください。

款2 地方譲与税、項2 地方道路譲与税から項3 地方揮発油譲与税に3,500万円を、款10 地方特例交付金で、項3 地方税等減収補てん臨時交付金から項1 地方特例交付金に1,900万円を移しております。制度の変更に伴う受入科目の変更となります。

22ページをお開きください。

款15、項2、目2 民生費国庫補助金100万8,000円の増額は、子育て応援特別手当交付金として追加交付されたもので、繰越事業となった子育て応援特別手当交付金事業での不足額を補うためのものです。

中段の款16、項2 県補助金の各目での補正は、補助費事業採択により事業見込み額が確定したため、所要額を補正するものです。このうち、目7 商工費補助金で1,208万4,000円の増額は、国が進める緊急雇用創出事業臨時特例交付金の平成21年度見込み額分を措置するもので、各歳出科目で計上しております。

下の段の項3 委託金、教育費委託金で、問題を抱える子ども等の自立支援事業について事業採択があったことから、見込み額74万円を措置しました。

23ページをごらんください。

款18 寄附金、二つの団体から学校図書費として寄附がありましたので計上しております。

款19 繰入金、今回の補正で不足する財源について、財政調整基金から繰り入れするものです。予備費への措置分も含め2,000万円を繰り入れします。繰入後の財政調整基金の現在高は約5億2,782万円となります。

款21 諸収入での自治総合センターコミュニティ助成金400万円は、29B区集会所備品等整備と29A区防災無線整備のための助成が決定したことから措置するものです。歳出で全額を措置しております。

歳出について申し上げます。24ページをお開きください。

主要な事項について説明いたします。

款2 総務費、項1、目1 一般管理費、共済費165万5,000円の増額は、今回、緊急雇用創出事業で雇用した臨時職員の雇用保険料と社会保険料を一括計上するものです。各科目で雇用計画確定による臨時職員賃金が措置されておりますが、その社会保険料と雇用保険料はその目で計上します。目3 情報政策費、委託料94万5,000円、これは平成23年7月から始まる地上デジタ

ル放送について、受信障害が想定される地域を事前把握するために調査委託料として措置するものです。19節の第29B区コミュニティ補助250万円、歳入で申し上げましたように、自治総合センターコミュニティ補助によるもので、29B区集会所の備品等整備費として計上しています。

25ページをごらんください。

2段目の、款3、項1、目2老人福祉費、介護保険特別会計の繰出金162万2,000円の増額は、介護保険で雇用する緊急雇用創出事業の臨時職員賃金として計上するものです。特別会計ということで繰り出しをしております。

26ページをお開きください。

款3、項2、目1児童福祉総務費100万8,000円の増額は、歳入でも説明いたしましたが、子育て応援特別手当交付金として追加交付を受け計上するものです。目5保育所費賃金139万3,000円の増額は、保育士産休等のため、代替保育士を雇用するための臨時保育士賃金として計上しています。節18備品購入費、これは指定寄附を受け、備品の整備費として計上するものです。

27ページをごらんください。中段の表になります。

款6、項1、目3農業振興費、園芸特産重点強化整備事業補助27万8,000円の増額は、補助事業内容の変更によるもので、補正後現計は177万8,000円となります。

28ページをごらんください。下の表になります。

款9消防費、町自主防災組織助成150万円の補正措置は、自治総合センターコミュニティ補助によるもので、29A区の防災無線整備に充てるものです。

29ページをごらんください。

款10、項1、目2教育費、報償費で69万7,000円の増額ですが、このうち派遣指導員謝礼は、県の補助事業枠が変更になったため、子どもと親の相談員活用事業として措置していた金額を、問題を抱える子ども等の自立支援事業として計上し直しするものです。また、地域学校安全指導員謝礼37万2,000円の計上は、県の補助決定を受け措置するもので、そのうち町の負担は3分の1の金額になります。13節委託料、船岡中学校屋内運動場改築事業実施設計業務委託料884万6,000円は、事業規模が確定したことで補正措置するものです。船岡中学校屋内運動場耐力度調査業務委託料252万円は、これまで単独事業で計画していた体育館建て替えの事業でしたが、耐力度調査を行うことにより耐震性が問題があると判断できる場合、補助事業として採択される可能性があるということで実施するもので、補助事業として採択になれば、既存部分

面積については3分の1が、拡張部分面積については2分の1の補助がつくこととなります。1,500平米のうち500平米が追加になりますので、6,000万円を超える補助がつく可能性があるということです。

30ページをお開きください。上の表になります。

8節報償費で32万円の減額を行っております。前のページで説明しましたように、県補助事業、子どもと親の相談員活用事業が廃止されたことによるものです。

32ページをお開きください。

一番下の表、予備費になります。392万1,000円を追加し、現計で1,855万1,000円とするものです。

以上詳細説明となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号、平成21年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 平成21年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第9、議案第8号平成21年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第8号平成21年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、前期高齢者納付金の確定及び保健事業の補助確定等によるものでございます。

歳入につきましては、一般会計繰入金、財政調整基金繰入金及び雑入の119万1,000円を増額し、補正後の予算総額は34億8,030万9,000円となります。

歳出につきましては、一般管理費、前期高齢者納付金、保健事業に同額の補正を計上しております。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（吾妻良信君） それでは、議案第8号平成21年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の詳細説明をいたします。

議案書33ページをお開きください。

先ほど町長が提案理由で申し上げたとおり、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ119万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,030万9,000円とするものでございます。

36ページをお開きください。

歳入になります。

款9、項1、目1一般会計繰入金18万9,000円は、職員給与・事務費分の繰り入れで、歳出の電算委託に係る経費の繰り入れとなります。

款9、項2、目1財政調整基金繰入金70万2,000円は、前期高齢者医療費分の納付額が確定したため、差額分の財源を暫定措置として財政調整基金から繰り入れて充当するものでございます。繰り入れ後の財政調整基金につきましては、1億9,656万6,000円となります。

款11、項3、目5雑入30万円は、国保連合会から保健事業への補助金を雑入で予算措置するものでございます。

37ページをお開きください。

歳出になります。

款1、項1、目1一般管理費18万9,000円の増は、保険証の一括更新でプリントサービス業務を委託するものでございます。新しい保険証のレイアウトが変更になったため、その様式でのプリントサービス業務を委託するための差額分の増額補正でございます。

款4、項1、目1前期高齢者納付金70万2,000円は、平成21年度前期高齢者納付金の確定見込みによる支払基金への支出となります。当初、予算編成時には国支払基金からの負担調整額の提示がなかったため、平成20年度の調整額で算出しておりました。その後の通知で調整額が

変更になったため、増額補正するものでございます。

款8、項2、目1保健事業30万円の増額は、歳入でもご説明いたしましたが、平成21年度市町村保健事業モデル事業として、国保連合会から補助金を財源として事業を行うものでございます。節7、賃金7万6,000円は、アンケート発送・集計等に係る臨時職員の賃金です。節11、需用費3万6,000円は、アンケートに係る用紙等の消耗品代でございます。節12、役務費4万1,000円は、アンケートに係る郵送代の通信費でございます。節18、備品購入費14万7,000円は、研修用プロジェクターを購入するものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号、平成21年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 平成21年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第10、議案第9号平成21年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第9号平成21年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、水洗便所改造資金利子補給と、それに伴う損失補償の債務負担行為の期間を3年から5年に変更するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大久保政一君） それでは、議案第9号平成21年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の詳細を説明いたします。

第1条であります、今回は債務負担行為の補正のみであります。

次のページをお願いします。

第1表、債務負担行為補正、1変更、内容については2件であります。今回の補正は、水洗便所改造資金融資あっせん制度の見直しを行いました。償還期間が3年から5年ということで見直しましたので、それに伴う今回債務負担行為の補正となります。

まず1件目ではありますが、平成21年度水洗便所改造資金補給ということで、補正前については平成22年度から24年度までの3カ年で、限度額が78万円となっております。補正後については5カ年ということに見直しましたので、平成22年度から26年度まで5カ年、限度額については補正前と同じであります。

次に、平成21年度の水洗便所改造資金損失補償であります。これについても補正前、補正後、内容的には同様なんですけれども、まず期間、平成22年度から24年度まで、限度額300万円。補正後であります、平成22年度から26年度までの5カ年間、限度額については補正前と同じということになります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号、平成21年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 1 0 号 平成 2 1 年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（我妻弘国君） 日程第11、議案第10号平成21年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第10号平成21年度柴田町介護保険特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、国の平成21年度補正予算における「経済危機対策関係経費の雇用対策」及び地域介護・福祉空間整備交付金による市町村提案事業を受けて予算計上するものが主な内容となっております。

歳入につきましては、国庫支出金及び繰入金をもって財源充当を行っております。

歳出につきましては、介護保険料の軽減措置に係るパンフレット類の作成や緊急雇用創出事業として臨時職員を採用、また認知症高齢者グループホームにおけるスプリンクラー設備費用を交付するための増額補正でございます。

これにより、歳入歳出それぞれ769万3,000円の増額補正となり、予算総額は17億5,373万1,000円となります。

詳細につきましては長寿社会対策監が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） それでは、議案第10号平成21年度柴田町介護保険特別会計の補正予算について補足説明いたします。

41ページをごらんください。

先ほど町長が提案理由で申しましたとおり、今回の補正予算については、事業の決定や交付金の確定により歳入歳出それぞれ769万3,000円を増額し、歳入歳出総額それぞれ17億5,373万1,000円とするものです。

歳入について説明いたします。44ページをごらんください。

款 4 国庫支出金の増額571万5,000円は、先進的事業支援特例交付金として、町内の認知症グループホームへのスプリンクラー整備費用としての確定分を計上しております。

款 8 繰入金、項 1 一般会計繰入金の増額162万2,000円は、経済危機対策の雇用対策を受けた

一般会計からの繰入金です。次の、項2 基金繰入金の35万6,000円の増額は、介護従事者処遇改善臨時特例基金からの繰入金です。これにより、基金積立金残高は1,558万436円となります。

次に、歳出の補正についてご説明申し上げます。45ページをごらんください。

款1、項1 総務管理費の761万4,000円の増額の主なものは、町内の認知症グループホームふなおか、グループホームもみの木の2事業所にスプリンクラーを整備するための負担金、補助金及び交付金の増額です。

款1、項2 徴収費の7万9,000円は、介護保険料の本徴収にあわせて、今回の介護保険料の保険料上昇抑制を説明するための印刷費の増額です。

以上です。よろしく願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。9番水戸義裕君。

○9番（水戸義裕君） 先進的事業支援特例交付金、これスプリンクラーということなんですけれども、詳しくというか、ほかにどういったものが先進的事業支援ということであるのかちょっと教えてください。

○議長（我妻弘国君） 長寿社会対策監。

○長寿社会対策監（平間忠一君） それでは、お答え申し上げます。

先進的事業というようなところで国からの連絡の中にあリまして、小規模福祉施設にスプリンクラーの設備費用ということで、平成18年1月に発生しました認知症高齢者グループホームの火災を契機にですね、市町村で指定しております認知症ホームを優先的に防火の面から助成するというようなところで、一応、市町村提案事業というようなところの位置づけで、各市町において提案をしております。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **ほかに質疑なしと認めます。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号、平成21年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 報 告

(1) 報告第8号 平成20年度柴田町水道事業会計予算の繰越について

(2) 報告第9号 専決処分の報告について

(平成20年度町道富沢11号線道路新設改良工事変更請負契約
について)

○議長（我妻弘国君） 日程第12、報告についてを議題といたします。

まず、報告第8号平成20年度柴田町水道事業会計予算の繰越についての報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

[町長 登壇]

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、報告第8号平成20年度柴田町水道事業会計予算の繰越についての報告理由を申し上げます。

今回の報告は、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものでございますが、宮城県が実施する白幡橋橋梁補修工事の進捗に合わせて繰り越したものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大久保政一君） 報告第8号であります。一般会計の繰り越しにつきましては、本会議開会当日、地方自治法の規定により報告しておりましたが、水道事業会計の繰り越しについても、地方公営企業法の規定により報告することとなっております。追加報告ということになりましたが、よろしくお願いいたします。

報告第8号平成20年度柴田町水道事業会計予算の繰越について。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、柴田町水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について、別紙のとおり報告するものであります。

3ページをお願いします。

平成20年度柴田町水道事業会計予算繰越計算書であります。事業名は、さきの2月定例議会において繰り越しの議決をいただいております「白幡橋添架管補修工事」であります。翌年度の繰越額2,000万円であります。これにつきましては、県の白幡橋橋梁補修工事と同時に行っているために繰り越しをしたものであります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（我妻弘国君） これより、議会運営基準により質疑を許します。質疑回数は1回であります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第8号平成20年度柴田町水道事業会計予算の繰越についての報告を終結いたします。

報告第9号専決処分の報告を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 報告第9号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

まず初めに、本来であれば専決処分後の直近の議会でご報告いたすべきところ、報告がोकれましたことについておわび申し上げます。申しわけございませんでした。

今回の報告は、平成20年度町道富沢11号線道路新設改良工事の変更請負契約締結の専決処分についてであります。

本工事につきましては、平成20年第3回定例会で議決をいただき工事を進めてまいりましたが、工事内容に一部変更が生じたため増額変更を行ったものでございます。

主な変更内容は、田面への盛り土から路体支持力を図るため、材料を山砂から砕石に変更したことによる土工量の増加、耕作地権者からの各要望工事及び迂回路上の交通誘導員の追加配置について警察から条件がつけられたことなどによる変更でございます。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により専決処分したので、報告するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） では私の方から説明をする前に、今回おくれたことに対しておわびを申し上げたいと思います。どうもすみませんでした。

では、早速なんです、配付してございます資料をごらんになっていただきたいと思います。

まず、開札状況ということで、当然5,000万円以上の事業ということで議決要件でございました。当事業につきましては、制限付一般競争入札ということで下記の5業者が参加され、西和工務店が4,960万円で落札したということでございます。請負率が95%ということになっております。それで、入札後直ちに仮契約、平成20年8月28日に締結いたしました。その後、議

決要件でございますので、平成20年第3回定例会の議決を得て、平成20年9月11日に本契約としたものでございます。工期につきましては、平成20年9月12日から平成21年3月25日まででございます。

A3の資料をごらんになっていただければと思います。

今回の変更の主な事業の工種の内容をご説明申し上げます。それとあわせて工事金額の額です、10万円単位でお知らせ申し上げます。

まず、路体・路床盛土工ということで、当然今回は田面の方に土を盛って路床をつくる予定でございましたが、田面の表土をはぎ取った時点で含水率がかなり高く、これではなかなか重機が走るのも難しいだろうということもございまして、ずりを敷き詰めたということでございます。そのことによりまして、金額的には80万円の増額になってございます。

次に、路面整形工については変更ございません。

それから、仮管渠工の方なんです、これらについては場所については1カ所です、ちょうど盛り土施工をする場所についてはあったんですが、今年度の事業分ということで1カ所については外してございますが、管渠の取り付け部分に4カ所の接続ますを設置したことによる増額でございます。これについても、約80万円ということです。

次に、函渠工並びに小型水路工なんです、ボックスカルバート分、函渠工です、これについて変更はございません。小型水路工につきましては、地権者の方からですね、土水路で当初設計で見ていたんですが、ベンチフリュームを入れてくれというふうな要請がございまして、40メートルほど新たに新設で敷設を行いました。これの分の増額が60万円でございます。

次に、農地乗入工並びに仮設工ということでございます。これらについては、迂回路の関係とか、それから水田への乗り入れのための、農機の乗り入れ、通路ですね、等の整備をさせていただきました。その費用が75万円でございます。

次に、用水管移設・現道補修ということで、これについては当初堤防部に埋設されていたものがあったんですが、これについては当時あったんですが、設計段階の方でちょっと見逃しがございました。そのために、今回新たに追加ということで、延長54メートル、サイズが100パイの大きさの用水管を敷設したと、それにあわせて現道の復旧もしたというふうな内容でございます。これが90万円でございます。

そのほかに、警察署の方から誘導員の増設配備ということの指導がございまして、増員、当初計画から50名多く配置してございますので、その分として約60万円、計446万2,500円が増額なんです、先ほど10万円単位で丸めたものですから、多少今言った金額とは異なると思いま

すが、そういうような内容でございます。

では、報告書をごらんになっていただければと思います。

7ページをごらんになっていただきます。

専決処分書。

平成20年9月11日議決の平成20年度町道富沢11号線道路新設改良工事請負契約について、次のとおり変更請負契約を締結したので、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成21年3月9日でございます。

それで、契約の金額でございます。変更前が5,208万円、変更額446万2,500円、変更後でございますが5,654万2,500円という内容でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） これより、**議会運営基準により質疑を許します。**質疑回数は1回であります。質疑ありませんか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 12番舟山 彰です。

資料に基づいてきますと、予定価格は5,221万円、消費税を除くということで、私今簡単に計算して5%を足したりすると5,480万円ぐらいになると。それで、実際の契約額は当初が5,208万円で、今いろいろな変更があったという課長の説明で、446万円増で、最終的には5,654万円と、私が計算した予定額、まあ消費税込みのやつを超えているわけですね。だと思わすけれどもね。予定価格5,221万円に消費税込みで5,482万円ぐらいに私はなるというふうに計算したんですけれども、それに比べれば最終的な価格、契約額というのは5,654万円ですから、まあ超えると。

それで、お聞きしたいというのは、前も議会なんかでも、穴を掘ってみたら大きな石が出てきたために変更するとか、今回で言うと、警察の指導があって交通誘導員が50名プラスですよ。私がお聞きしたいのは、この交通誘導員50名というとかかなり多くふえたように見えるんですが、課長の説明では60万円ということで、まず一つお聞きしたいのは、人件費こんなに逆に安いものだろうかということですね。50名プラスされているのに、金額としては60万円だけですか、さっきなんか……ということは、町の見込みと業者ですね、どういう計算したのかということお聞きしたいんですよ。その警察からこんなね、後からもっとこういうふうになんか人をふやしてほしいという指導があるということが予想できたのかということと、それによって人件費がですね、50名プラスで60万円だけというその人件費というのをどういうふうに見ているのか。

それと、できれば町としてはこれなりの予算というのを見込んで予定価格というのを考えているんでしょうから、それを超えるということがどういうことかと。

それから、最後にお聞きしたいのは、最低価格というのをどのようにして決めているのか。予定価格5,221万円、最低価格4,223万円ですから、約1,000万円ということですよ。その最低価格4,200万円に対して、逆に言えば最後の契約額は5,654万円ですか。予定価格から比較すれば本当なんでしょうけれども、ちょっと私一つの疑問としては、最低価格が4,200万円、最後の契約が5,600万円だと、単純に計算しても1,400万円までの違いが、違いというより幅があるんですけれどもね。そういうことで、この最低価格というのはどういう計算をするのか、計算というのか、割り出すというんでしょうかね。以上です。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤輝夫君） まず、誘導員の数の関係です。ちょっと図面をごらんになっていただきたいんですが。下の部分、施工延長660メートル、幅7メートルということで区間が書いてございます。それで、その今回工事分の上の方について塗りつぶしていない道路があるんですが、白くなってございます、その部分について迂回路設定を行いました。ただ、その際に「大分交差する部分があるので、危険防止のために誘導員の増加を下さい」というふうな指導でございました。そのために、当初見込んでいた人数なんですが、設計の方でございまして、設計で60名見てございました。ところが、そういう指導に基づいて、25日間2名ずつ配置したということで、50名の追加になったということでございます。それで、単価の関係なんですが、誘導員であっても1日1万5,000円ぐらいの単価をたしか計上したと思います。今現在、大分、誘導員の日当が下がりまして8,000円ぐらいですね、掛ける50名で40万円、そのほか当然誘導員についても計算上は見ているんですが、いろいろな管理費とか、現場管理費ですね、等々を上積みしていきますと、その経費額になるということでございます。

それから、入札の経過書の方をごらんになっていただければと思います。

まず、予定価格5,221万6,000円、これは当然設計の生の金額でございます。それで、最低価格の方からご説明申し上げますが、これは国交省の方で最低価格を設定する場合については通達があります。それに基づいて低減率を掛けて出したものが、約80%ぐらいになっていると思うんですが、4,223万5,000円というお金になります。

また、今回当初から比較すると、増額を勘案するとですね、当然予定価格が当初より上回っているというこの質問でございました。当然、当初設計数量関係は土木も、今、建築もある程度出しているんですが、全数量に対して内訳ということを示してございます。それで、業者

さんの方では、それに基づいた工種に従って自分のところで積み上げた単価を入れるわけです。それに基づいて入札をされるわけですが、当然工事を進める上でいろいろな支障とか、それから当然出来型で、図面等であらわせない部分等々もある場合がございます。その際については現地を精査した上で、出来型の数量を再度計算をし直して、その分については増額等の変更等はいないということでございますので、当初の予定価格から比較しますと、当然今回の変更額を入れると上回っているというふうな状況になりますが、これは逆のケースもあるんですが、とりあえず今回の11号線については、現地の出来型に基づいて数量等の確認をしたところ、増額の方になったということをご理解いただければと思います。

○議長（我妻弘国君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） ほかにないようでございますので、報告第9号専決処分の報告を終結いたします。

日程第13 意見書案第1号 基地対策予算の増額等を求める意見書

○議長（我妻弘国君） 日程第13、意見書案第1号、基地対策予算の増額等を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。9番水戸義裕君、登壇を許します。

〔9番 水戸義裕君 登壇〕

○9番（水戸義裕君） 9番水戸義裕です。ただいま議題となっております意見書案第1号、基地対策予算の増額等を求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

基地対策予算の増額等を求める意見書。

基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところである。しかし、基地関係市町村は、世界的な経済危機に伴う大幅な税収減や、基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により大変厳しい財政状況にある。

こうした基地関係市町村に対しては、これまで総務省所管の固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）及び米軍資産や、住民税の非課税措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）が交付されている。また、自衛隊等の行為または防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止、軽減のため、国の責任において基地周辺対策事業が実施されている。

基地交付金・調整交付金については、基地所在による特別の財政需要等にかんがみ、固定資産税の評価替えの翌年度において、平成元年度より単年ごとに増額されてきており、あわせて防衛省所管の特定防衛施設周辺整備調整交付金も増額されてきた経緯がある。よって、国におかれては、基地関係市町村の実情に配慮して、次の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 基地交付金及び調整交付金については、今年度は固定資産税の評価替えの年度に当たるため、これまで3年ごとに増額されている経緯を十分踏まえ、平成22年度予算において増額するとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。
- 2 基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲を拡大すること。特に、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、これまでの経緯を踏まえ、平成22年度予算において増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年6月11日、宮城県柴田町議会。

提出先

内閣総理大臣殿、総務大臣殿、財務大臣殿、防衛大臣殿、衆議院議長殿、参議院議長殿、
以上であります。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第1号、基地対策予算の増額等を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、防衛大臣、衆議院議長、参議院議長に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

求める意見書

○議長（我妻弘国君） 日程第14、意見書案第2号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。17番白内恵美子さんの登壇を許します。

〔17番 白内恵美子君 登壇〕

○17番（白内恵美子君） 17番白内恵美子です。ただいま議題となっております意見書案第2号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）。

日本社会の急速な少子高齢化は、さまざまな課題を日本社会に投げかけ、新たなライフスタイルと、それを支える社会システムの構築が求められています。とりわけ、年金、医療、福祉などの社会保障制度はもちろんのこと、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せ、働くことに困難を抱える人々の増加が社会問題となっています。

また、2000年以降の急速な構造改革により、経済や雇用、産業や地方など、さまざまな分野に格差を生じさせました。とりわけ、労働環境の問題は深刻さを増しています。失業とあわせてワーキングプア、ネットカフェ難民、偽装請負など、新たな貧困と労働の商品化が広がっています。

また、障害を抱える人々や、社会とのつながりをつくれない若者など、働きたくても働けない人々の増加は日本全体の共通した地域課題です。

こうした課題を解決するために、市民自身が協同で地域に必要な仕事をみずから起こし、社会に貢献する喜びや尊厳を大切に働き、人と人とのつながりとコミュニティの再生を目指す自立的で新しい働き方が、今日本の社会に着実に広がりつつあります。

労働者協同組合（ワーカーズコープ）、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障害者団体など、協同労働という新しい働き方を求めている団体や人々を含めると、10万人以上存在すると言われています。しかしながら、我が国には協同労働の協同組合の制度を承認するほかのG7各国と異なり、働く人、利用者及び支援者が協同して新しい事業とその経営組織を生み出そうとする法制度を承認し、また振興する法の仕組みがありません。既に欧州などでは、社会的協同組合法（イタリア）、生産労働者協同組合法（フランス）などという名称の法律が制定されており、失業や社会的排除、貧困に苦しむ市民や仕事を求めている人々にとって、仕事を起こし、地域再生を図る有効な制度となっております。

これらの活動の社会的意義を踏まえ、日本においても協同労働の協同組合法制度を求める取り組みが広がり、8,000を超える団体がこの法制化に賛同し、国会でも超党派の議員連盟が発足して法制化の検討が始まりました。

だれもが希望と誇りを持ち、安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくり、人や社会とのつながりを感じられるという新しい働き方の必要性が高まっています。こうした働き方と、これに基づく非営利の事業体は、住民の自発性と主体性を基礎に新しい公共と市民自治、まちづくりを創造するものであり、働くこと、生きることに困難を抱える人々自身が社会連帯の中で仕事を起こし、社会に参加する道を開くものです。

国においても、社会の実情を踏まえ、就労の創出、地域の再生、少子高齢社会に対応する有力な制度として、協同労働の協同組合法の速やかな制定を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年6月11日、宮城県柴田町議会。

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長です。

以上よろしくお願いたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **質疑なしと認めます。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **討論なしと認めます。**

これより意見書案第2号、「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） **起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。**

なお、この件の提出先が、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第15 意見書案第3号 どの地域でも格差のない、ゆき届いた教育を保障する

ために、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求め
る意見書

○議長（我妻弘国君） 日程第15、意見書案第3号、どの地域でも格差のない、ゆき届いた教育を保障するために、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書を議題といたします。提出者の趣旨説明を求めます。7番広沢 真君の登壇を許します。

〔7番 広沢 真君 登壇〕

○7番（広沢 真君） 7番広沢 真です。ただいま議題となっております意見書案第3号、どの地域でも格差のない、ゆき届いた教育を保障するために、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

どの地域でも格差のない、ゆき届いた教育を保障するために、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書（案）。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が、平成18年度より2分の1から3分の1に縮小されたことや、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算を確保することは困難となっています。このまま推移すれば、各地で進められてきた少人数学級の維持・拡大にも支障を来すおそれがあります。

一方、就学援助受給者の増大にあらわれているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでおり、家計の所得の違いが教育格差につながってきています。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける教育水準に格差があってはなりません。

平成22年度の予算編成に当たっては、義務教育費国庫負担率を2分の1に復元することを含め、義務教育費国庫負担制度を堅持し、学校施設整備費、旅費・教材費、就学援助・奨学金、学校・通学路の安全対策費等の教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充することを要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年6月11日、宮城県柴田町議会。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長です。よろしく願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第3号、どの地域でも格差のない、ゆき届いた教育を保障するために、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第16 意見書案第4号 「非核日本宣言」を求める意見書

○議長（我妻弘国君） 日程第16、意見書案第4号、「非核日本宣言」を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。7番広沢 真君の登壇を許します。

〔7番 広沢 真君 登壇〕

○7番（広沢 真君） 7番広沢 真です。ただいま議題となっております意見書案第4号、「非核日本宣言」を求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

「非核日本宣言」を求める意見書（案）。

核兵器のない世界を実現するために、今国内外で大きな努力が求められています。来年4月、ニューヨークの国連本部で「2010年核不拡散条約（NPT）再検討会議」が開かれます。2005年5月、核保有5カ国政府は、自国の核兵器の完全廃絶を明確な約束として受け入れ、世界は核兵器廃絶の希望を持って新たな世紀を迎えました。しかし、それ以後9年を経た今も、約束の実行の道筋はついていません。今なお世界には膨大な核兵器が維持・配備されています。——ちょっとすみません。9年じゃないですね、これね。2005年からですから4年ですね、失礼しました。——それ以後4年を経た今も、約束実行の道筋はついていません。今なお世界には膨大な核兵器が維持・配備されています。北朝鮮の核実験に見られるように、拡散の危険も現実のものとなっています。

こうした状況を打開するために、日本政府にはヒロシマ・ナガサキを体験した国として核兵

器の廃絶の努力を世界に呼びかけ、促進する強い義務があります。また、その努力を实らせるためには、みずからもあかしとして「核兵器を持たず、つくらず、持ち込ませず」の非核三原則を厳守し、世界に範を示さなければなりません。

私たちは、日本政府が核兵器廃絶の提唱・促進と非核三原則の厳守を改めて国連総会や日本の国会など内外で宣言し、「非核日本宣言」として各国政府に通知し、核兵器のない世界のための共同の努力を呼びかけるように求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年6月11日、宮城県柴田町議会。

提出先は、内閣総理大臣、外務大臣です。

よろしくお願いたします。

○議長（我妻弘国君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。12番舟山 彰君。**

○12番（舟山 彰君） 質疑というより確認なんですけれども、先ほど広沢議員は文書が間違っていると、「それ以後9年」というところを「4年」というふうに発言されましたけれども、（「はい」の声あり）後から審議されるでしょうこの陳情書の中には、逆にですね2000年5月に核保有国がいろいろやりましたというふうに書いてあるわけですね。ですから、この内容の確認ですね、広沢議員に。陳情書を出されてきた方の方は、2000年5月が核保有国がいろいろやりましたという内容になっているんですよ。それで、今回のこの意見書案は2005年となっているので、ちょっとその確認というか、国の方に出されるものですから、質疑というより確認です。

○議長（我妻弘国君） 広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 陳情書に書かれている方が時系列として間違いないです。すみません、壇上にいて少し緊張して、どちらが間違っているかの判断に間違いました。「2005年」ではなく「2000年5月」というふうに訂正して、「それ以後9年」ということはそのまま生かしてください。すみません。

○議長（我妻弘国君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） **質疑なしと認めます。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第4号、「非核日本宣言」を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が、内閣総理大臣、外務大臣に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第17 陳情第1号 「非核日本宣言」を求める意見書採択についての陳情

陳情第2号 『「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を
求める意見書』採択を求める陳情

○議長（我妻弘国君） 日程第17、陳情に入ります。

今期定例会において本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。議会運営委員会の協議により、報告のみの取り扱いといたします。

なお、要望書等についてもお手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第18 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（我妻弘国君） 日程第18、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてお諮りいたします。

総務、文教厚生、産業建設の各常任委員会委員長から、今期定例会後の所管事務調査の活動願が出ておりますので、5日以内において承認いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって、調査活動は5日以内で承認することに決しました。

これで本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

これで会議を閉じますが、閉会前に町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 議会閉会に当たりまして、御礼のごあいさつを申し上げます。

ます。

今回の定例会に付議いたしました議案は、追加報告を含めまして報告9件、議案10件、合計19件につきましては、慎重審議を賜りすべて可決いただきましたこと、お礼と感謝を申し上げます。

今定例会は、新しい議長のもと、議会構成も22人から18人となり、また新人議員が6人、そして女性議員が6人となりました。そうしたこともあったためか、議会傍聴者も連日以前にはなかったほどの人数でありました。これは、町民の行政や議会に対する期待感のあらわれであり、議会と執行部が一丸となってこの町民の負託にこたえてまいりたいと、改めて感じた議会でした。

また、新人議員の皆さんにつきましては、初めての一般質問であり、緊張した様子も見受けられましたものの、柴田町の問題点の把握、現場に足を運んでの調査、そして具体的な提案など、貴重なご意見、ご提案をいただきました。こうした質問事項を真摯に受けとめ、議会と執行部が一丸となって町民の負託にこたえながら、自然と共生した中で質の高いコンパクトシティ柴田の実現に向けて努力をしてまいります。

最後になりますが、暑い夏に向かいますが健康に留意され、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。お礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（我妻弘国君） 以上をもって平成21年柴田町議会第2回定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午前11時30分 閉 会

上記会議の経過は、事務局長松崎 守が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年6月11日

議 長

署名議員 番

署名議員 番